



令和 8 年 10 月 30 日

物流・自動車局旅客課

## タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 に係る予備費の使用について

標記予備費使用について、10 月 30 日に閣議決定されましたのでお知らせします。

### <問い合わせ先>

物流・自動車局旅客課

担当：西山、武藤、下條

TEL：03-5253-8111 [内線：41205、41254、41223]

03-5253-8571(直通)

令和8年度

国 土 交 通 省  
物 流 ・ 自 動 車 局 関 係  
予 備 費 使 用 の 概 要  
(10 月 30 日閣議決定)

令和8年10月  
物流・自動車局

## 予 備 費 使 用 概 要 (10 月 30 日 閣 議 決 定)

○タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業

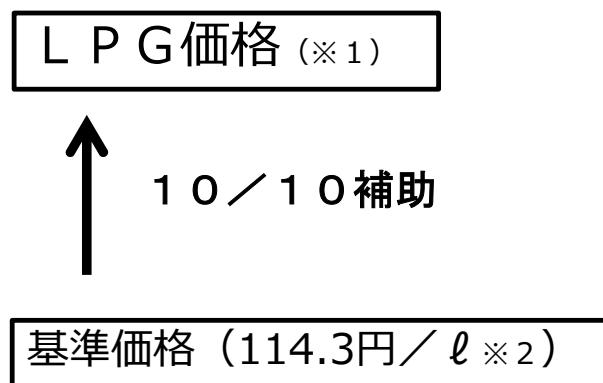
LP ガスの価格高騰による負担軽減のため、原油価格高騰の激変緩和制度（経済産業省）に準じて、タクシー事業者に対する経費を計上。

|        |      |
|--------|------|
| 予備費使用額 | 23億円 |
|--------|------|

- 中東情勢が依然として不透明である中、L P ガス価格の見通しが困難である状況を踏まえ、国民生活等への不測の影響を緩和するため、L P ガスを使用するタクシー事業者の燃料価格について時限的・緊急避難的な激変緩和事業を継続。なお、ガソリン等と同様に、令和8年12月分から基準価格を見直し。

## <事業概要>

L P ガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援。



※1 L P G 販売価格の全国平均

※2 12月分からは117.6円 / ℓ

## <補助スキーム>

